

2 栄養関係

令和7（2025）年度末現在の「給食施設」は94,792施設となっており、そのうち「特定給食施設」は50,593施設（53.4%）で、「その他の給食施設」は44,199施設（46.6%）となっている（表3、図3、統計表3）。

特定給食施設の「指定施設」は2,640施設（2.8%）となっている（図3）。

特定給食施設の種別別構成割合をみると、「学校」が15,204施設（30.1%）と最も多く、次いで「児童福祉施設」14,322施設（28.3%）、「病院」5,440施設（10.8%）となっている（図4）。

表3 給食施設数の年次推移

(単位：施設)		各年度末現在						
		令和3年度 (2021)	4年度 (' 22)	5年度 (' 23)	6年度 (' 24)	7年度 (' 25)	対前年度	
							増減数	増減率 (%)
給食施設		94 656	95 153	95 236	94 987	94 792	△ 195	△ 0.2
特定給食施設		51 087	51 214	51 159	50 860	50 593	△ 267	△ 0.5
学校		15 369	15 611	15 434	15 310	15 204	△ 106	△ 0.7
病院		5 535	5 481	5 475	5 458	5 440	△ 18	△ 0.3
介護老人保健施設		2 858	2 813	2 803	2 796	2 789	△ 7	△ 0.3
介護医療院		92	112	125	143	147	4	2.8
老人福祉施設		4 991	5 109	5 127	5 130	5 153	23	0.4
児童福祉施設		14 500	14 409	14 525	14 436	14 322	△ 114	△ 0.8
社会福祉施設		790	778	768	746	748	2	0.3
事業所		5 051	4 958	4 930	4 859	4 784	△ 75	△ 1.5
寄宿舍		526	521	524	519	518	△ 1	△ 0.2
矯正施設		105	108	102	103	100	△ 3	△ 2.9
自衛隊		200	201	202	202	203	1	0.5
一般給食センター		330	326	314	307	282	△ 25	△ 8.1
その他		740	787	830	851	903	52	6.1
その他の給食施設		43 569	43 939	44 077	44 127	44 199	72	0.2

図3 特定給食施設－その他の給食施設の構成割合

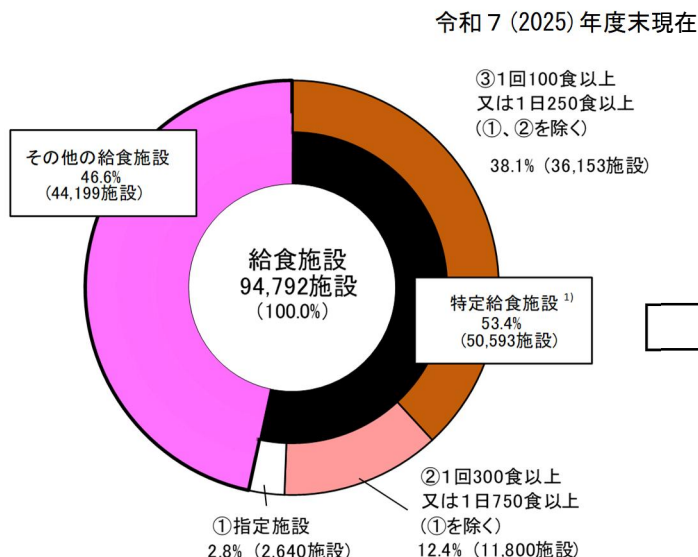
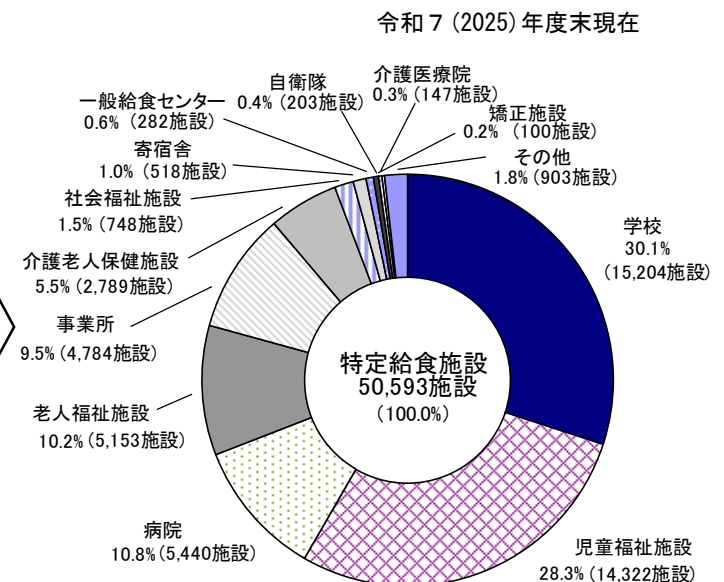


図4 特定給食施設の種別別構成割合



注：1）「特定給食施設」（※）の3分類

※健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

①指定施設

- ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- ・上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの

②1回300食以上又は1日750食以上（①を除く）

③1回100食以上又は1日250食以上（①、②を除く）